

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		総合福祉センターの施設使用料の還付決定		
根拠例規及び条項		多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 6 3 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 18 条ただし書		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 63 年規則第 43 号。以下「規則」という。）第 15 第 1 項		
	基 準	規則に定めるところにより、次の条件への該当を審査するもの。 (1) 専用使用者（条例第 10 条の規定に基づき使用する者に限る。(2)において同じ。）の責めに帰さない事由により使用できなかったこと。 (2) 専用使用者が使用の日前 5 日までに使用許可の申請の取消しを申し出たこと。 (3) 使用の日の前日までに使用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えること。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 4 月 1 日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 4 月 1 日
備 考				